

○河北郡市広域事務組合議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例

制定 平成16年3月1日 条例第14号  
改正 平成23年2月28日 条例第2号

河北郡広域事務組合議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成5年河北郡広域事務組合条例第14号）の全部を改正する。

（趣旨）

**第1条** 議会の議長、副議長及び議員に対する報酬及び費用弁償については、この条例の定めるところによる。

（報酬）

**第2条** 議長、副議長及び議員の報酬は、別表第1に定める。

**第3条** 前条の報酬は、年度末にこれを支給する。ただし、年度の途中においてその職についてた場合はその日から、任期満了、辞職、失職、除名又は議会の解散によりその職を離れた場合はその日までの分に対して、それぞれ日割計算によって計算した額を、死亡によりその職を離れた場合はその月分の全額を支給する。

（費用弁償）

**第4条** 議長、副議長及び議員が定例会又は臨時会の会議に出席した場合、又は公務のため旅行したときは、費用を弁償する。

2 前項の規定により支給する費用弁償の額は、別表第2に定める。

（支給の方法）

**第5条** 報酬及び費用弁償の支給方法は、この条例に定める者を除くほか、津幡町職員の給与及び旅費支給の例による。

（規則への委任）

**第6条** この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

**附 則**

この条例は、平成16年3月1日から施行する。

**附 則**（平成23年2月28日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1（第2条関係）

区 分	報 酬（年額）
議 長	38,000円
副 議 長	35,000円
議 員	30,000円

別表第2（第4条関係）

1 定例会又は臨時会の会議に出席した場合の額

区 分	費 用 弁 償 の 額
	車 賃
議 長	一回に付 1,500円
副 議 長	
議 員	

2 公務のため旅行したときの費用弁償の額

区 分	費 用 弁 償 の 額
議 長	津幡町職員の旅費に関する条例（昭和35年津幡町条例第9号）に規定する町長の旅費相当額
副 議 長	
議 員	